

国 営 整 第 1 2 5 号
平成19年12月21日
最終改正 国 営 整 第 1 7 2 号
令和5年3月22日

大臣官房官庁営繕部 各 課 長 殿
各 地 方 整 備 局 営 繕 部 長 殿
北 海 道 開 発 局 営 繕 部 長 殿
沖 縄 総 合 事 務 局 開 発 建 設 部 長 殿

大臣官房官庁営繕部 整備課長

建築関係の建設コンサルタント業務における環境配慮型プロポーザル方式の実施等について

営繕工事に係る建築関係の建設コンサルタント業務の発注に当たっては、従来より、高度な技術的判断を必要とする設計業務等については、「プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の特定手続について」（平成6年6月21日付け建設省厚発第269号、建設省技調発第135号、建設省営建発第24号。以下「特定手続通達」という。）、「公募型プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の選定・特定手続について」（平成6年6月21日付け建設省厚発第270号、建設省技調発第136号、建設省営建発第25号。以下「公募型プロポーザル通達」という。）及び「簡易公募型プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の選定・特定手続について」（平成8年9月26日付け建設省厚契発第38号、建設省技調発第169号、建設省営建発第92号。以下「簡易公募型プロポーザル通達」という。）に基づき、プロポーザル方式を実施しているところである。

先般、「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」（平成19年法律第56号。以下「法」という。）が施行され、これを受けて「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」（平成19年12月7日閣議決定。以下「基本方針」という。）が定められたことを踏まえ、環境配慮型プロポーザル方式の実施等基本方針等への対応を下記のとおりとしたので通知する。

なお、本通達については、会計課及び技術調査課とも協議済であることを申し添える。

記

1. 環境配慮型プロポーザル方式の手続は、従来どおり、特定手続通達、公募型プロポーザル通達、簡易公募型プロポーザル通達によること。なお、標準プロポーザル方式による場合は技術提案書の提出要請書において、公募型・簡易公募型プロポーザル方式による場合は公示及び説明書において、環境配慮型プロポーザル方式の適用業務である旨を明記すること。

2. 基本方針4. (1) ①第1項目関係

環境配慮型プロポーザル方式は、特定手続通達記1に規定する対象業務のうち、建築関係の建設コンサルタント業務としてプロポーザル方式により発注するものを対象とすること。ただし、基本方針4. (1) ①ただし書に規定された事業に係る業務については、対象外とすることができる。

3. 基本方針4. (1) ①第2、第3項目関係

設計成果には、「官庁施設の環境保全性基準」(平成23年3月31日付け国営環第5号)に適合した環境保全性に係る性能を求める旨を特記仕様書に明記すること。

4. 基本方針4. (1) ①第4項目関係

温室効果ガス等の排出の削減に関する技術提案は、精緻な数値目標等を求めるものではなく、設計に当たっての考え方や具体的取組方法等を求めるものであること。

また、特定された技術提案書に盛り込まれた温室効果ガス等の排出の削減に関する内容のうち、経済性のほか効果と実現可能性等を考慮して実施すべきと判断したものについては特記仕様書に明記し、その実現にできる限り努めること。

5. 基本方針4. (1) ①第5項目関係

環境配慮型プロポーザル方式を採用した業務においては、「官庁施設の環境保全性基準」等に基づく環境保全性に係る性能の評価の実施について特記仕様書に明記することにより、設計成果について総合的な環境保全性能及び生涯二酸化炭素排出量(LCCO₂)の評価を設計者に確実に求めること。

6. 基本方針4. (1) ①第6項目関係

発注予定情報の公表に当たっては、「建設コンサルタント業務等に係る発注予定情報の公表について」(平成7年4月17日付け建設省厚契発第16号、建設省技調発第75号、建設省営建発第34号)記2(1)⑥の「その他地方整備局長等が必要と認める事項」又は「官庁営繕部所掌の建設コンサルタント業務等に係る発注予定情報の公表について」(平成9年3月28日付け建設省営管発第143号、建設省営計発第32号、建設省営建発第39号)記2(1)⑥の「その他官庁営繕部長が必要と認める事項」として、環境配慮型プロポーザル方式を採用する旨を公表すること。